

宮崎公立大学情報システム利用規程

平成22年6月1日

規程第106号

(目的)

第1条 この規程は、情報システム運用基本方針第3条に基づき、公立大学法人宮崎公立大学（以下「本学」という。）の情報システム利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の宮崎公立大学情報システム（以下「情報システム」という。）とは、本学が管理するコンピュータ及びコンピュータ類、学内ネットワーク、インターネット、ソフトウェア及びデータベースを指す。

(利用目的)

第3条 情報システムは、本学における教育・研究・事務に利用するものとする。

2 前条の規定にかかわらず、部局情報システム運用委員会（以下「運用委員会」という。）の議を経て、全学総括責任者が認めた場合にはこの限りではない。

(利用者)

第4条 情報システムを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他、全学総括責任者が認めた者及び団体

(利用環境)

第5条 大学情報システムは、保守及び障害対策等の場合を除き、原則として学内において常時利用できる。ただし、学外からの接続については一部制限を設ける。

(利用者の責任)

第6条 情報システムを利用する者は、次の各号に掲げる事項に関して責任を負わなければならない。

- (1) 利用者が情報システム上で行う通信内容
- (2) 利用者が情報システム上で提供するサービス及びその情報
- (3) 利用者が情報システムを利用することにより生ぜしめた損害
- (4) 利用者個人に属する情報資源の内容についての保証

(禁止事項)

第7条 情報システムの利用にあたっては、次の事項を禁止する。

- (1) 他の利用者のユーザ ID 及びパスワードを不正に使用する行為
- (2) 自らのユーザ ID 及びパスワードを第三者に使用させる行為
- (3) ネットワーク又は情報処理機器に障害を及ぼす行為
- (4) 情報システムの運用に支障を及ぼす恐れのある行為

- (5) 他の組織の情報システムに不正に侵入又は侵入を試みる行為
- (6) 他の組織のシステムの運営を妨害する行為
- (7) 知的財産権を侵害する行為
- (8) 他者の人権又は名誉を侵害する行為
- (9) 国内の法律に反する行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 全学総括責任者が不相当と判断する行為
(調査・処分)

第8条 部局総括責任者は、第7条に定める行為が発生若しくはその恐れがある場合、これを調査するとともに、それに関連する情報システム利用を一時凍結することができる。

- 2 部局総括責任者は、前項の調査の結果、第7条の禁止行為の所在を確認した場合、本人に対して情報システムの利用を停止することができる。
(事故・障害の連絡)

第9条 利用者は以下に掲げる状況に遭遇したときは、速やかに企画総務課に連絡しなければならない。

- (1) 大学情報システムの障害
- (2) データの盗難及び改ざん
- (3) 使用する情報機器の不審な動作
- (4) 利用者でない者による情報システムの接続
- (5) その他本規程に違反する行為等の発見
(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報システムの利用に関して必要な事項は、運用委員会の議を経て、全学総括責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。